

江別市新総合計画策定方針

1 総合計画とは

総合計画は、これからの江別市をどのようなまちにしていくのかを示す指針です。この中では、市が目指す都市像やそれを実現するための取り組みの方向性などが明らかにされます。

現在、市では、平成25年度までを計画期間とする「第5次江別市総合計画」に基づき、「人が輝く共生のまち」を目指したまちづくりを進めています。

【江別市自治基本条例】

第13条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 市は、総合計画を策定するに当たっては、多くの市民意見を反映させるため、必要な情報提供に努めるとともに、市民参加を積極的に進めるものとする。

3 市は、総合計画の達成目標を明らかにするとともに、その内容及び進行状況に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとする。

4 市は、総合計画が社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 新しい総合計画の必要性と目的

ここ数年来、地方自治体を取り巻く環境は厳しさを増す一方となっています。江別市においても、人口減少・少子高齢化時代の到来や、経済社会のグローバル化と経済・雇用環境の悪化、安全・安心への関心の高まり、地域主権型社会への移行、環境問題に対する時代の要請、厳しさを増す市の財政運営など、これまで経験したことのないような大きな課題に直面しています。

このような時代のうねりの中では、不透明な要素も多く、将来を的確に見通していくことはとても難しいことですが、こうした大きな課題に適切に対応し、誰もが住みやすい街づくりを実現していくためには、まちづくりの羅針盤ともなるような長期的展望に立った指針がなくてはなりません。また、それと同時に、時々々の情勢変化に柔軟に対応していく姿勢と仕組みも準備していかなければならないものと考えています。

そして、新しい総合計画は、「江別市自治基本条例」が制定されてから初めて策定する総合計画です。自治基本条例の理念に沿って、市民とともに歩む総合計画にしていかなければならないものと考えています。

3 総合計画の現状

(1) 総合計画の構造

江別市に限らず、地方自治体の総合計画はこれまで概ね次のような構造になっていました。

- ▼ 基本構想～自治体のめざす将来像と将来の目標を明らかにし、これらを実現するための基本的な施策の大綱を示すもの。

(計画期間は概ね10年以上。江別市は10年)

- ▼ 基本計画～基本構想で設定した将来目標や基本施策を実現するために必要な手段、施策を体系的に明らかにするもの。

(計画期間は概ね3～5年程度。江別市は5年)

- ▼ 実施計画～基本計画の施策に基づいて事業内容や実施時期を明らかにし、行財政運営の指針とするもの。

(計画期間は概ね1～3年程度。江別市は5年)

【「政策」と「施策」と「事業」の関係】

「政策」とは、市が目指すべきまちづくりの方向性や目的を示すもので、「施策」とは政策を実現するための方策、そして「事業」とは施策を実現させるための具体的な取り組みの手段であり、事業は市が直接実施するものや補助金などを交付して実施するものがあります。

(2) これからの総合計画の方向性

これまでの総合計画は、右肩上がりの経済成長に支えられ、各分野に満遍なく一定の成果を及ぼすことができましたが、いまの厳しい財政状況下では、限られた資源を有効に活用するため、これまで以上に選択と集中の観点から政策の優先度を明らかにすることが求められてきています。

また、これまでの総合計画は、上の(1)のような「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」という構造の中で、目的達成の手段である事業を提示したことにより、どのような成果を目指すかというより、ともすれば何をどれだけ実施するのかという点に関心が集まりがちでした。しかし、計画の目的は、事業をどれだけ行ったかということではなく、あくまでも成果に基準を置く必要があります。

このため、先行き不透明な社会経済情勢や厳しい財政状況のもとでは、総合計画の長い期間にわたって取り組みの手段である事業をあらかじめ決めておくことは難しいことから、これからの総合計画においては、長期的視点に立っためざす姿と、その実現に向けた戦略を明確にした柔軟性の高い計画づくりが必要です。

また、これまでの総合計画においては、政策の方向性から実現の手段である事業までを体系的に示しているため、産業、保健・医療、福祉、環境、教育など様々な分野の個別計画との重複が多く見られることから、それぞれの役割分担を明確にして、より効果的・効率的に計画を推進していくことが必要です。

さらに、江別市においては、早くから市民参加の計画づくりを行ってきましたが、自治基本条例の制定を機に、これまで以上に市民参加に重点を置いた計画づくりが必要になってきます。

4 新しい総合計画の考え方

～キーワードは「戦略性と市民参加」～

(1) 戦略的計画へ

地方自治体の財政運営は今後とも厳しい局面が続くものと考えられますが、一方、地域主権改革の進展に伴い、これからのまちづくりは、自治体が自らの特色を生かし、知恵を絞り、どうすればまちの魅力を高めていけるか、どうすれば一人でも多くの人に住んでもらえるかという自治体間競争の時代に突入しようとしています。

このような時代背景においては、様々な工夫により限られた資源を効率的・効果的に活用することはもちろんですが、市としてのまちづくりの戦略を明確に示し、重点的に取り組む姿勢が求められますので、新しい総合計画は、戦略性を重視したものにしなければならないと考えています。

(2) 指針としての大局的視点と成果主義へ

現在のように、国の政策の方向性や地域主権改革の動向など、不透明要素が多い状況下においては、総合計画では、まちづくりの将来像や実現に向けた政策の方向性及び目指すべき水準を示すに止めることが適当であると考えています。

このため、具体的な施策展開については、できるだけ分野ごとの個別計画や組織ごとの執行方針に委ねるとともに、「いつ、何を、どれだけ」行うといった手段については、国の動向を見極めつつ、毎年度の予算の中でより効果的な方法を見極めていくことが望ましいものと考えています。

(3) 市民とともに作り育てる計画へ

新しい総合計画の策定に当たっては、自治基本条例の精神に則り市民参加の下で進めることを基本としますが、具体的には、一人でも多くの市民の皆さんの声を聞きながら進めることはもとより、計画づくりに直接参加していただき、市民とともに作り上げる計画にしたいと考えています。また、計画内容そのものや計画の推進管理についても、市民参加や市民協働をこれまで以上に強く意識したものにしていかなければならないと考えています。

5 新しい総合計画の構造イメージ（別紙イメージ参照）

上記の考え方を踏まえ、今後策定に向けて検討していく新しい総合計画については、現段階では次のような構造にしていきたいと考えています。

(1) 基本構想

内 容：江別市の将来を展望した都市像と、市政全般に係る政策展開の基本的考え方（以下「**まちづくり政策**」といいます。）及びその実現に向けた施策展開の方向性（以下「**基本施策**」といいます。）について定めます。

期 間：平成26年度から概ね10年

（5年後を目途に点検を行い、見直しの必要性を検討）

(2) (仮称)みらい戦略

内 容：江別の持つ特性や優位性を生かし、まちの魅力を高めていくことに繋がるテーマ（以下「**戦略テーマ**」といいます。）を設定し、その実現に向けた組織横断的かつ重点的な施策展開の方向性（以下「**戦略プロジェクト**」といいます。）を示します。

期 間：平成26年度から概ね5年程度

（5年後を目途に点検を行い、見直しの必要性を検討）

(3) 成果指標の設定

基本構想に掲げたまちづくり政策や(仮称)みらい戦略の戦略テーマの推進状況については、「基本施策」及び「戦略プロジェクト」ごとに、その実態や成果を反映できる指標を設定し、達成度を検証します。

【個別計画の位置付け】

市では、産業、保健・医療、福祉、環境、教育など分野別に市民の皆さんや学識経験者の意見を反映しながら策定された様々な計画や指針、ガイドラインなど（以下「個別計画」といいます）を策定していますが、これらの個別計画は、総合計画との整合性に配慮されているため、総合計画の各論との重複が多いのが実態となっています。このため新しい総合計画においては、施策の大きな方向性を示すに止め、具体的な施策展開については、できる限り個別計画や組織ごとの執行方針に委ねることとします。

ただし、これらの個別計画は、法律によって策定が義務付けられているもの、国や道の事業認定を受けるため策定が求められているもの、市の政策判断に基づき策定されているものなど様々であり、計画期間や構造、構成などにも統一性はなく、また分野によっては個別計画が存在しないものもあるなど、その内容は一様ではありません。

このため、新しい総合計画の策定後においては、個別計画の改定期に合わせて見直しの必要性を検討するほか、個別計画を有していない分野においては、策定の必要性を検討するなど、個々の対応が必要になるものと考えています。

6 計画策定における市民参加

(1) 不特定多数の市民の声の把握

計画の策定に先立っては、市民の皆さんが今後の市政に何を期待しているのか、将来の江別をどのようにしたいのかなどについて幅広くお聴きすることが基本となりますので、できるだけ多くの市民の皆さんを対象にした市民アンケートを実施します。

(2) 各界各層、各分野ごとの関係者意見の把握

自治会やNPO団体、産業界、大学、子育て世代、高齢者世代など様々な階層、様々な分野の皆さんからご意見を伺い、それぞれの生活や活動実態を反映した声を総合計画に生かしていきます。

(3) 市民との共同作業で進める計画づくり

無作為抽出によって選ばれた市民と学識経験者などで構成される「(仮称)総合計画策定市民会議」を設置します。

この会議では、「まちづくり政策」や「戦略テーマ」の検討のほか、まちづくり政策分野ごとに部会を設置し、部会ごとに「基本施策」や「戦略プロジェクト」について検討していただきます。

(4) 策定の節目におけるパブリックコメント(市民意見募集)の実施

計画策定に先立ち、まずはこの策定方針をお示しした上で、パブリックコメントを実施し、市民の皆さんのご意見を伺った上で計画づくりをスタートします。

また、計画策定の途中段階においても、検討内容を市民の皆さんにお知らせし、パブリックコメントを実施した上で次のステップに進む手法を採ります。

(5) 審議会による諮問・答申

様々な検討を経て策定した計画案については、学識経験者や市民で構成される「行政審議会」(総合計画を審議するため条例で定めている審議会)に計画案を諮問し、答申を受けます。

(6) 計画策定全般を通じた市民への情報提供と議会への報告

計画策定に当たっては、市民の皆さんに対して節目ごとのきめ細かな情報提供に努めるとともに、電話や手紙、ファクス、メールなど多様な手段によりご意見をいただきます。また、議会に対しては、常に進捗状況を報告し、ご意見をいただきながら策定作業を進めます。

7 計画の推進管理

(1) 成果指標による達成度評価

総合計画において示された「基本施策」や「戦略プロジェクト」の具体的な推進は、下記の「(仮称)組織別施策管理システム」によって行うこととし、総合計画の達成状況

は、「基本施策」や「戦略プロジェクト」ごとに設定した成果指標によって行います。

(2) (仮称)組織別施策管理システム

「基本施策」や「戦略プロジェクト」の推進は、市の組織と予算によって具体化が図られますので、総合計画を推進するに当たっては、「基本施策」や「戦略プロジェクト」ごとに組織単位で取り組みの具体的内容を明らかにし、実現の手段である事務事業に繋げていくことが最も合理的かつ効果的な方法といえます。

そこで、各組織（部課等）では、毎年度取り組むべき組織単位の施策（以下「組織別施策」といいます。）と「基本施策」や「戦略プロジェクト」の関係を明らかにし、当該施策を構成する事務事業を整理した上で、事務事業を実施し、その結果を「(仮称)組織別施策管理システム」の中で検証し、次年度の組織別施策や事務事業の構築に繋げるというPDCAサイクルに基づき推進を図っていきます。

【PDCAサイクル】

PDCAサイクルとは、計画(Plan)を実行(Do)し、評価(Check)して改善(Act)に結びつけ、その結果を次の計画に活かすプロセスのことです。

江別市においてはサイクルのそれぞれの役割を次のように考えています。

Plan : 市民の声を生かした総合計画

Do : 成果を重視した政策展開

Check : 成果の評価・検証

Act : 評価・検証に基づく改善

なお、「基本施策」の推進は縦割りの組織体系が基本となりますが、「戦略テーマ」や「戦略プロジェクト」については、組織横断的な取り組みが前提となりますので、「戦略テーマ」の実態に合わせて推進主体となる組織上の位置づけが必要となります。

(3) 推進管理における市民参加

「(仮称)組織別施策管理システム」の推進管理については、現行の事務事業評価システムを基本としつつ、外部評価の充実や評価調書への市民意見の反映など評価の充実を図ることにより、計画の推進過程における市民参加の拡大を図ります。

また、「組織別施策管理システム」によって得られた「基本施策」及び「戦略プロジェクト」ごとの成果指標の達成状況については、外部評価委員会に報告の上、推進に向けたご意見をいただき、次年度以降の組織別施策や事務事業に反映します。

8 庁内体制

新総合計画の策定に向けて、市長をトップとした庁内の検討体制を整備します。

総合計画は市の最上位の計画であるため、計画策定にあたっては、これまで以上に市役所の各部署が連携して組織横断的に取り組むこととし、幅広い観点から検討を進めていきます。